

医療機関に所属する救急救命士が行う救急救命処置の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 宮城県内の医療機関に所属する救急救命士が行う救急救命処置のうち、宮城県メディカルコントロール協議会（以下「本協議会」という。）の認定を必要とする救急救命処置に係る認定の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(認定を必要とする救急救命処置)

第2条 認定を必要とする救急救命処置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対する気管内チューブによる気道確保
- (2) 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保
- (3) 心臓機能停止の状態にある患者に対する薬剤（アドレナリン）の投与
- (4) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与

(認定の対象者)

第3条 認定の対象者は、宮城県内の医療機関に所属する救急救命士であって、認定を必要とする救急救命処置に係る講習及び実習を修了した者とする。

2 次の各号に該当する者については、前条に掲げる救急救命処置のうち、当該各号に定める処置に関し、講習若しくは実習又はその両方の修了を要しないものとする。

- (1) 第26回（平成16年度）以降の救急救命士国家試験合格者
前条第1号に係る講習
- (2) 第30回（平成19年度）以降の救急救命士国家試験合格者
前条第3号に係る講習及び実習
- (3) 第39回（平成28年度）以降の救急救命士国家試験合格者
前条第2号に係る講習並びに前条第4号に係る講習及び実習

3 前2項の規定にかかわらず、消防本部等に所属していた際に認定を受けていた救急救命処置について、第4条第1号の委員会が定めた規程に基づく院内研修（救急

救命処置から一定期間離れていた救急救命士に対し、知識及び技能の再確認並びにその維持及び向上を目的として実施される再教育研修プログラムをいう。)を修了した者については、認定を受けようとする救急救命士が所属する医療機関の管理者(以下「申請者」という。)が当該救急救命処置の質を担保できると認める場合に限り、当該救急救命処置の講習若しくは実習又はその両方の修了を要しないものとする。

(院内体制の整備)

第4条 申請者は「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(令和3年9月1日付け医政発0901第15号厚生労働省医政局長通知)に基づき、次の各号に掲げる事項について院内体制を整備するものとする。

- (1) 救急救命士に関する委員会の設置
- (2) 救急救命処置に関する規程の策定
- (3) 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第24条に定める院内研修の実施及び実施状況の管理
- (4) 救急救命処置の検証

(就業前教育の実施)

第5条 申請者は「救急救命士の資格を保有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領について」(平成6年4月1日付け消防救第42号消防庁救急救助課長通知。次項において「救急救助課長通知」という。)に基づき、当該救急救命士が医療機関内で救急業務を開始するに当たり、就業前教育を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施しようとする救急救命処置について、救急救助課長通知に定める実習項目を概ね充足する内容を含む外部機関の研修等を受講した場合には、当該医療機関内における就業前教育の実施を省略することができる。

(認定の手続)

第6条 申請者は、認定を必要とする救急救命処置について、認定申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、本協議会に申請するものとする。

- (1) 救急救命士免許証の写し
- (2) 前条の就業前教育又は研修等を修了したことが分かる書類

- (3) 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習及び実習の修了証（第3条第2項各号に該当する者は除く）
 - (4) 第3条第3項の場合に限り、申請者が認定を受けようとする救急救命処置の質を担保することを証する書類及び消防本部等に所属していた際に認定を受けていた救急救命処置に係る認定証の写し
 - (5) その他本協議会が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の申請に先立ち、院内体制届出書（様式第2号）に院内の体制整備を証する書類を添えて、本協議会に届け出るものとする。
 - 3 本協議会は、前2項による申請及び届出を受理した場合、認定資格を確認の上、認定を行うものとする。
 - 4 認定を決定したときは、本協議会は申請者を通じて当該認定に係る救急救命士に認定書及び認定証を交付するものとする。
 - 5 本協議会は、認定をした救急救命士の名簿を作成し、適切に管理するものとする。

（変更の手続）

第7条 救急救命士が所属する医療機関の管理者は、申請内容に変更が生じた場合には、申請事項変更届出書（様式第3号）を本協議会に届け出るものとする。

（認定の取消）

第8条 本協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第6条及び前条による申請又は届出のあった内容に虚偽があった場合
- (2) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第9条の規定により免許を取り消された場合
- (3) その他特別な事由により認定の取消が必要であると認められる場合

（その他）

第9条 認定を必要とする救急救命処置に係る講習及び実習の内容は、厚生労働省通知等に基づくものとする。

- 2 事故発生時における責任の所在は、救急救命士が所属する医療機関又は当該救急救命士に帰属するものとする。

- 3 所属する医療機関が宮城県外から宮城県内に変更となり、本協議会による救急救命処置の認定が必要となる場合には、宮城県外で当該救急救命処置の認定を既に受けている救急救命士であっても、第6条の認定の手続を行うものとする。
- 4 この規程に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。